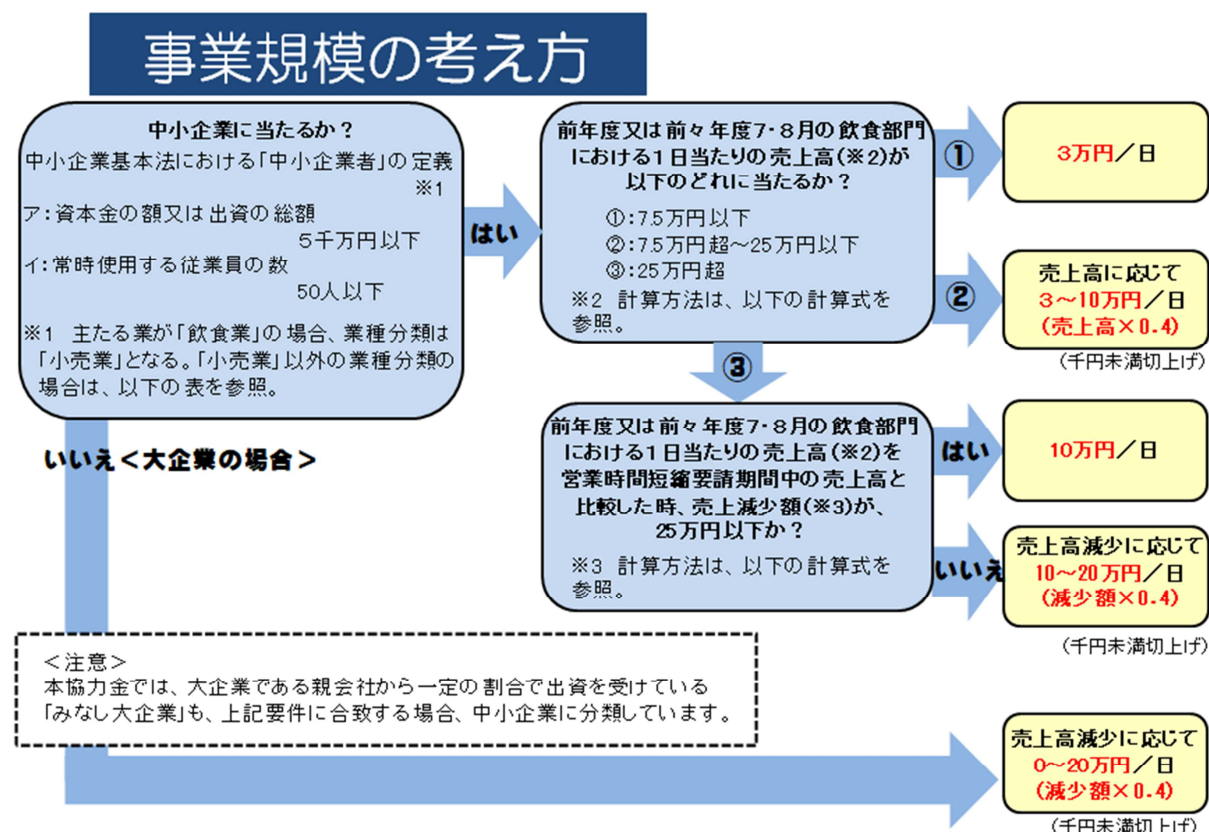




※1 中小企業者の要件は以下のとおりです。

なお、主たる業が「飲食業」の場合、業種分類は「小売業」となります。

業 種	中小企業者の要件 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※2 前年度又は前々年度7・8月の飲食部門(テイクアウト等に係る飲食部門売上高を除く。以下、同じ。)における1日当たりの売上高は次の①「過年度売上高」の計算方法により算出された金額です。

①「過年度売上高」＝「令和2年(又は令和元年)7・8月の合計飲食業売上高」÷62
又は

①「過年度売上高」＝「令和2年(又は令和元年)8月の合計飲食業売上高」÷31【注】
【重要!】緊急事態宣言区域に指定されたことに伴い、計算方法を変更しました。
 【注】対象区域①～③のいずれの場合でも適用することが可能です。

《1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。》

※3 売上減少額は、次の②「売上減少額」の計算方法により算出された金額です。

②「要請中売上高」＝「令和3年8月の合計飲食業売上高」÷31【注】
【重要!】緊急事態宣言区域に指定されたことに伴い、計算方法を変更しました。
 【注】対象区域①～③のいずれの場合でも適用することが可能です。

《1円未満の端数は切上げます。売上高は、消費税及び地方消費税を除きます。》

③「売上減少額」＝①「過年度売上高」－②「要請中売上高」円

上記のほか、よくあるお問い合わせ(Q & A)、申請書様式も参照してください。